

被保険者が非課税者の限度額適用・標準負担額減額認定申請を行う方へ

非課税者の限度額適用・標準負担額減額認定証があれば医療機関や薬局で、一時的な高額な自己負担を行わないことが可能ですが、事前に、健保組合に限度額適用・標準負担額適用認定申請を行う必要があります、直ぐにはお手元にお送りできません。

しかし、マイナンバー保険証を利用すれば、健保組合に限度額適用・標準負担額減額認定申請の手続きは必要ありません。

医療機関や薬局の受付窓口のカードリーダーで、マイナンバー保険証の読み取りと限度額情報の提供を選択し受付が終了すれば完了です。

被保険者が非課税の場合  
マイナ保険証を利用すればこの申請は不要です。

常務理事	事務長	課長	係

## 健康保険限度額適用・食事療養標準負担額減額申請書

(添付書類)

被保険者の「市町村民税非課税証明書(原本)」の添付、または下記の証明欄に市区町村長の証明を受け申請してください。

また、下記に該当する方はさらに書類が必要となります。

※療養を受ける月が、1月～7月まで入院または療養を受ける際は、前年度の非課税証明書を添付。8月以降の診療分に関しては新年度の非課税証明書が必要になります。

- ・ 長期入院に該当する方は「入院期間の確認できる書類」(領収書の写しなど)
- ・ 高齢受給者の低所得Ⅰの区分の適用を受ける事を希望する場合には、被保険者と全ての被扶養者の「所得金額がわかる書類」と次頁「所得の状況」を記入。
- ・ 被保険者証の記号番号に代えてマイナンバーにより申請する場合は、備考欄へ記載してください。  
(マイナンバーを記載した場合は、個人番号確認後、本人確認するための添付書類が必要です。)

申請日： 年 月 日

事業所名称		事業所所在地	
被保険者の記号・番号		被保険者の氏名・押印	
認定が必要な方の氏名		被保険者との続柄	
		生年月日	昭和・平成・令和 年 月 日
認定証の送付先	〒 ー ー		
電話番号	自宅 ー ー	携帯 ー ー	勤務先 ー ー
長期入院	該当・非該当 (申請日以前の1年間の入院日数が91日以上の方が該当となります)		
備考欄			

ここから下は長期入院該当者として申請する方のみ記入して下さい。

①	申請日の前1年間の入院期間(日数)	令和	年	月	日から	日間
		令和	年	月	日まで	
	入院をした保険医療機関等	名称				
		所在地				
②	申請日の前1年間の入院期間(日数)	令和	年	月	日から	日間
		令和	年	月	日まで	
	入院をした保険医療機関等	名称				
		所在地				
③	申請日の前1年間の入院期間(日数)	令和	年	月	日から	日間
		令和	年	月	日まで	
	入院をした保険医療機関等	名称				
		所在地				

市区町村長が証明する欄	当該被保険者には、令和 年度の市(区)町村民税が課せられないことを証明する。 令和 年 月 日 市区町村長名 ㊟
-------------	--

- 三陽健保の給付金(法定給付・付加給付)は、医療機関が発行するレセプト(医療費の請求書)を基に自動計算し支給します。(診療月のおよそ3ヵ月後)
- 医療機関窓口で「認定証」の提示をしなかった場合の高額療養費は、後日自動(申請不要)償還払いにより支給します。
- 「認定証」による高額療養費の現物給付は医療機関ごとの取扱いのため、同一月で2つ以上の医療機関に入院し、それぞれ高額療養費に該当した場合、医療機関ごとに自己負担限度額までの負担をする必要があります。この場合、後日各医療機関の負担額を合算し高額療養費を再計算し、その差額は後日付加給付とともに自動(申請不要)償還払いにより支給します。

## 所得の状況

氏名				
令和 年度 の 所得	公的年金 (老齢基礎年金、老齢厚生年金、退職 共済年金、老齢年金、退職年金等)	円	円	円
	給与 (パート収入等含む)	円	円	円
	年金・給与以外の所得 ( ) 所得	円	円	円
	収入－必要経費	円	円	円

(注)

- ・ 上記については、低所得 I の区分の適用を受ける事を希望する場合について記入して下さい。低所得 I の区分は、被保険者及び全ての被扶養者の方全員が市町村民税非課税であって、被保険者及び全ての被扶養者の方それぞれの給与、年金等の収入から必要経費・控除額(年金については控除額 80 万円)を引いたとき各所得がいずれも 0 円となる場合に対象となります。
- ・ 被保険者及び被扶養者の方全員について、それぞれの所得額を公的年金・給与・その他の所得に分けてご記入ください。
- ・ 所得はすべてご記入ください。ただし、退職金及び公租公課の対象とならない所得(障害又は遺族に係る年金・恩給等、戦没者の遺族に対する特別弔慰金、児童手当・児童扶養手当等、災害弔慰金など)は除きます。
- ・ 公的年金など源泉徴収票、給与源泉徴収票などの所得が確認できる書類を添付ください。なお、所得額を確認できる書類がなく、かつ、所得額を証明する書類が発行されていない所得については添付不要です。